

平成 24(2012) 年 8 月 3 日

気仙沼市

独立行政法人 都市再生機構

東日本大震災関係

気仙沼市でURによる災害公営住宅建設事業が始動

～気仙沼市が南郷地区（南気仙沼小学校跡地）でUR都市機構に建設を要請～

1 概 要

本日、宮城県及び気仙沼市からURに対し、気仙沼市南郷地区（南気仙沼小学校跡地）における災害公営住宅の建設要請がなされました。URはこれを受諾し、災害公営住宅の建設、譲渡を実施することとしました。

これにより、災害公営住宅建設事業が具体的に動き出します。

今回の要請およびその受諾は、平成24年6月27日に締結した東日本大震災に係る気仙沼市復興事業の推進に関する協力協定（以下、協力協定。）に基づくものです。

2 地区概要

気仙沼市 南郷地区（南気仙沼小学校跡地）

- ・ 住宅 約160戸 中高層（RC造を予定）
- ・ 単身からファミリー向けの集合住宅
- ・ 防災とコミュニティの拠点機能を担う災害公営住宅団地として整備

- ・ 地区面積 約1.4ha （位置図・区域図 別添1）
- ・ 事業期間 平成24年度～平成26年度

※ URが住宅・施設の建設を行い、気仙沼市に譲渡します。

3 全体スケジュール

平成 24 年 6 月 27 日	協力協定締結
平成 24 年 8 月 3 日	宮城県からの建設要請 気仙沼市からの建設要請
平成 24 年度～	災害公営住宅設計、建設
平成 26 年度	完成

4 その他

- ・建設要請書(別添 2)
- ・UR都市機構による震災復興の住まいづくり(別添 3)
- ・(参考) 東日本大震災に係る気仙沼市復興事業の推進に関する協力協定

○ お問合わせは下記へお願いします。

気仙沼市建設部住宅課長 小山 電話 0226 (22) 6600 (代)
UR都市機構 宮城・福島震災復興支援局
計画調整第2チームリーダー 関本 電話 022 (355) 4564



地図使用承認©昭文社第53G125号

位置図

地区名

気仙沼市 南郷地区(南気仙沼小学校跡地)



地図使用承認©昭文社第53G125号

区域図

地区名

気仙沼市 南郷地区(南気仙沼小学校跡地)

気住第651号
平成24年8月3日

独立行政法人都市再生機構
震災復興推進役 小山 潤二 殿

気仙沼市長 菅原茂

南郷地区（南気仙沼小学校跡地）の災害公営住宅の建設等について
(要請)

本市の行政につきましては、平素から、御理解御協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害が生じ、被災者のための災害公営住宅を緊急に建設する必要があります。

このため、貴機構において災害公営住宅を建設（これに付帯する業務も含む。以下同じ。）した上で、本市に譲渡していただきたく、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり、災害公営住宅の建設及び譲渡に関する計画を示し、その実施を要請します。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 地区の名称 | 南郷地区（南気仙沼小学校跡地） |
| 2 事業区域 | 宮城県気仙沼市南郷 25-1,25-7,25-8,25-9 |
| 3 事業の内容 | 独立行政法人都市再生機構法第11条第1項16号による業務（これに付帯する業務を含む） |
| 4 賃貸住宅の戸数 | 約160戸 |
| 5 施行期間 | 平成24年度から平成26年度まで |
| 6 その他 | 本事業に関する必要な事項は、別途協議する。 |

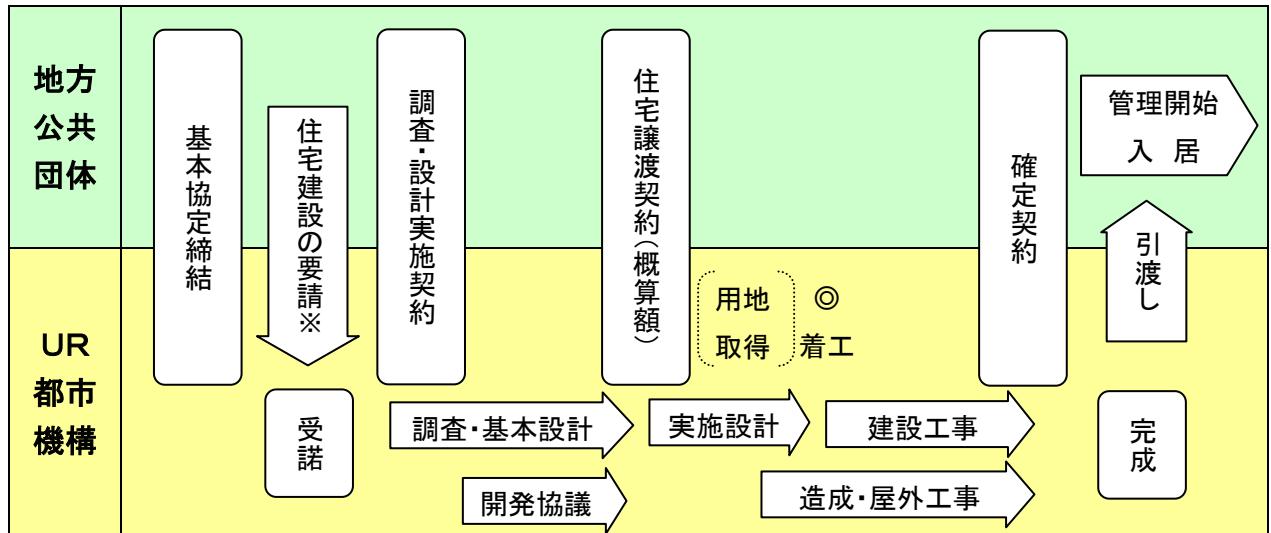
<東日本大震災におけるURの支援状況>

- 被災者の方に一定期間無償でUR賃貸住宅を提供
- 応急仮設住宅用地の提供(仙台市あすと長町地区、いわきNT地区、盛岡南新都心地区)
- 応急仮設住宅建設に延べ181人を派遣(岩手県、宮城県、福島県)
- URの震災復興支援体制(平成24年4月1日現在)
 - 現地体制は172名(宮城・福島震災復興支援局、岩手震災復興支援局)
 - うち、個別地区の事業化支援のため、次の7市町に専任チームを配置[33名]
 - <岩手県>宮古市、山田町、釜石市、陸前高田市 <宮城県>南三陸町、女川町、東松島市
 - また、復興整備計画策定等の技術支援のため、次の1県9市町村に職員を派遣[18名]
 - <岩手県>野田村、大槌町、釜石市、大船渡市 <宮城県>気仙沼市、石巻市、名取市
 - <福島県>福島県、新地町、いわき市

<参考>阪神・淡路大震災におけるURの支援活動

- 延べ 7,300 人を派遣し、建物応急危険度判定、宅地被害対策調査、応急仮設住宅建設を支援
- 最大 260 人体制の震災復興事業本部を設置し、復興まちづくりを支援
- 国・兵庫県・被災市と共同で災害復興住宅設計指針を策定
- 当初 3 年間で約 18,600 戸の災害復興住宅を整備
- 被災者・地権者等の合意形成を図り、市街地の復興事業を推進
 - ・市街地再開発事業 5 地区 ・土地区画整理事業 4 地区 ・住宅市街地総合支援事業 14 地区

◎ UR都市機構の災害公営住宅建設支援フロー



※独立行政法人都市再生機構法第14条第3項に基づく地方公共団体からの要請に基づき住宅建設を行います。

<お問い合わせ>

◎独立行政法人 都市再生機構 (<http://www.ur-net.go.jp/>)

震災復興支援室 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1

Tel 045-650-0876 Fax 045-650-0366

宮城・福島震災復興支援局 〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-6-1 東武仙台第1ビル7階

Tel 022-355-4531 Fax 022-291-8891

岩手震災復興支援局 〒020-0021 岩手県盛岡市中央通 1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル8階

Tel 019-604-3066 Fax 019-604-3028

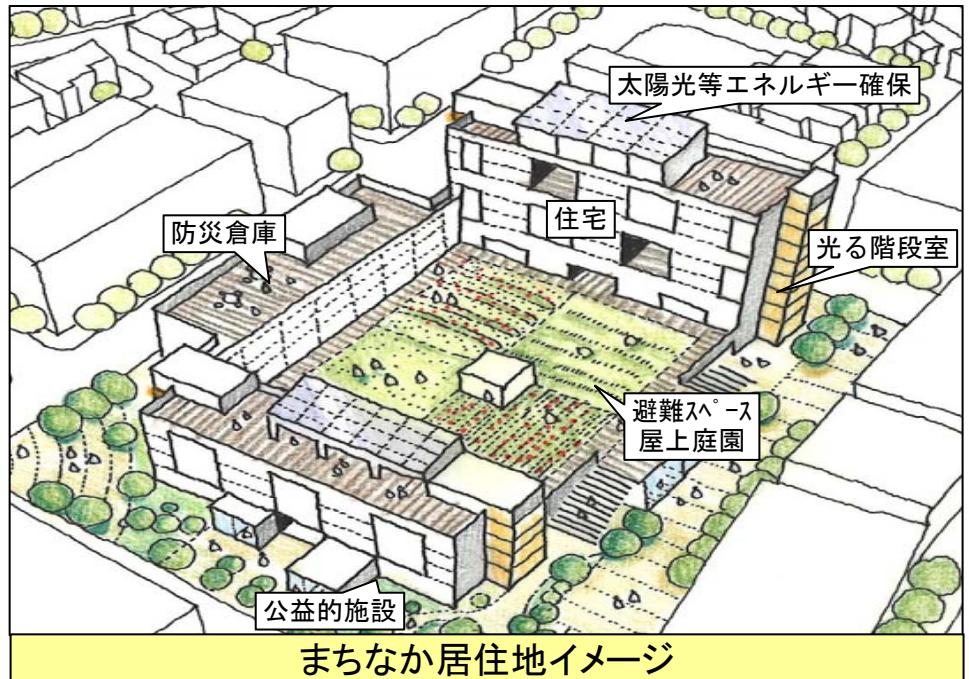
UR都市機構による震災復興の住まいづくり —災害公営住宅建設の支援—



——街に、ルネッサンス——



UR都市機構



UR都市機構の総合力を活かした復興住宅支援

○豊富な実績

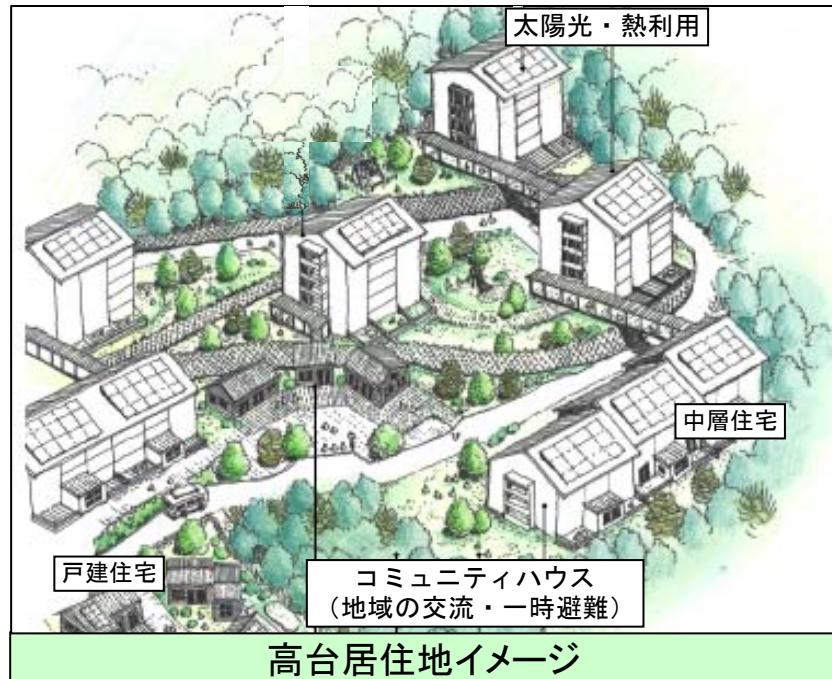
UR都市機構は、国の政策実施機関として半世紀以上にわたり、「人が輝く」まちづくり・住まいづくりをめざし、さまざまな取り組みを実践してきました。全国で約76万戸のUR賃貸住宅を管理するとともに、兵庫県や新潟県で震災復興の住宅建設、再開発・区画整理事業に取り組んできました。

○安心の技術力

計画策定から、用地調査、造成、設計、建設、工事監理まで一貫して、経験豊富な各分野のエキスパートが復興住宅建設を支援します。

○迅速な行動力

東日本大震災の早期復興のため、URのマンパワーが活用できます。平成7年の阪神・淡路大震災では、当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を建設しています。

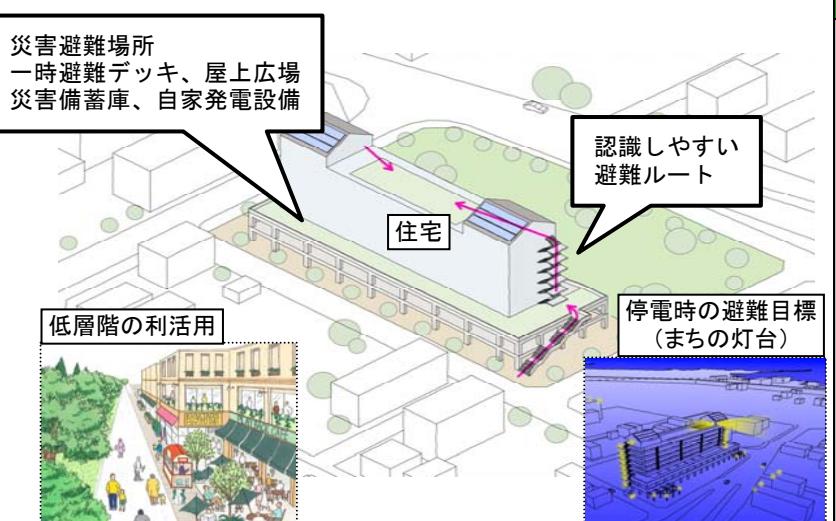


UR都市機構が提案する災害復興の住まいづくり 4つのキーワード

1 地域の防災拠点整備

●津波避難ビルとなる復興住宅

- ・高台避難が困難な市街地では、復興住宅に設置する安全な高さのデッキや屋上広場への避難が有効。津波避難ビルとして活用
- ・災害備蓄倉庫や自家発電装置設置で、数日間滞在できる避難所として利用。停電時に避難の目印となる「まちの灯台」



2 高齢者・子育て層の安心居住

●高齢者の安心居住

- ・住み慣れた地域で、できるだけ長く在宅生活を続けられる住空間
- ・交流施設の設置や見守りサービスの提供
- ・徹底したバリアフリー対策

●地域の福祉拠点整備

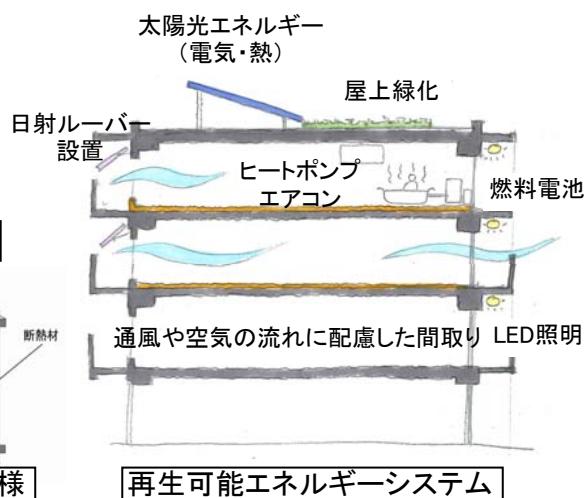
- ・地域介護・医療・子育て等のサービス拠点の併設
- ・地域の民間事業者、NPO法人との連携



3 環境への配慮

●省エネ徹底住宅

- ・高気密・高断熱住宅 (二重サッシ・ペアガラス・屋上緑化)
- ・省エネ設備の導入 (LED照明・節水・節湯水栓・高効率給湯器)



4 地域に根ざした住宅建設

●地域密着の住宅計画

- ・地域の風土、歴史、特色を生かした住宅計画の提案
- ・被災者の意見を反映した住宅計画づくり



●地元産業の活性化

- ・公共団体の要請により、地元事業者や地元木材等の活用



●地域の景観に配慮

- ・地域のまちなみや美しい景観に配慮した計画づくり



東日本大震災に係る気仙沼市復興事業の推進に関する協力協定書

気仙沼市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、気仙沼市における復興事業の推進について、次のとおり協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東日本大震災の被災地の早期復興を図るため、甲乙の相互の連携を図り、気仙沼市における復興事業による円滑なまちづくりを甲乙協働で推進することを目的とする。

（復興整備事業の推進）

第2条 気仙沼市震災復興計画に位置付けられた次の各号に掲げる地区（別図に示す区域。以下「対象地区」という。）において、乙は甲が対象地区で実施を予定している復興整備事業（以下「事業」という。）の推進に協力するものとする。

- (1) 鹿折地区
- (2) 南気仙沼地区

（復興整備事業に係る役割分担等）

第3条 甲及び乙は、円滑かつ効果的に事業の推進を図るため、必要な情報交換を行うものとする。

- 2 甲は、事業の主体として計画策定及び合意形成等事業の推進を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、対象地区の合意形成の状況及び計画の合理性等について甲乙間で確認した上で、事業の立上げに向けた計画検討、事業の推進に資するコーディネート、事業の実施等の乙の実施する業務について、甲乙間で協議するものとする。
- 4 乙は、前項の協議により乙が実施するものとして甲乙間で合意が得られた業務について、甲からの委託に基づき行うものとする。
- 5 前項の規定に基づく業務を甲が乙に委託する場合には、あらかじめ甲乙間で別途契約を締結するものとし、甲はその業務の実施に要する費用を乙に支払うものとする。

（災害公営住宅の整備）

第4条 甲及び乙は協力して、東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の用に供する甲の災害公営住宅（以下「住宅」という。）を整備する。

- 2 甲は、住宅の建設用地の選定を行うとともに、住宅の戸数、附帯施設の内容、事業期間等を定めた基本計画を策定するものとし、乙は必要な支援を行うものとする。
- 3 甲は、基本計画が策定された場合には、甲乙協議の上、乙にこれを示し、乙の

実施する住宅の建設及び譲渡の業務（これらに附帯する業務を含めることができる。）の実施を要請することができる。

- 4 乙は、前項の要請があった場合には、乙の実施する業務について、甲乙間で協議し、その内容を決定する。
- 5 前項の規定により乙が業務を実施する場合は、甲乙間で別途契約を締結する。

(有効期間)

第5条 本協定は、本協定締結の日から平成33年3月31日（以下「期間満了日」という。）まで効力を有するものとする。

- 2 期間満了日までに甲及び乙のいずれか一方から本協定を終了させる旨の申入れがあった場合には、甲乙協議し、その取扱いを定めるものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年6月27日

甲 宮城県気仙沼市八日町一丁目1番1号
氣仙沼市

氣仙沼市長 菅原茂

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号
独立行政法人都市再生機構

理事長 小川忠男